



2012 年度税務確定申告のためのチェックリスト

背景

2012 年も年末が近づき、多くの企業が財務諸表の作成や外部監査を受ける準備に着手し始めている。2012 年は、中国税務当局は、企業所得税や間接税について、企業が作成する納税申告書や財務諸表に重要な影響を与える規定を公布している。これらの規定に定められた期限内に申告納税が完了しない場合は、税務当局は、納税者や源泉徴収義務者に対し、延滞金やペナルティを課す可能性がある。

企業の税務コンプライアンス業務を進めるための参考資料として、2012 年度の中国税務申告チェックリストを用意した。当該チェックリストはすべての中国税務法規事項が網羅的に含まれている訳ではなく、また、特定の個人や企業の状況に対して提供することを意図していない。さらに、実際の適用に当たっては地方税務当局によって異なる判断を下す可能性があることに留意されたい。

企業所得税						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG 中国 発信情報	はい	いいえ	該当なし
月次(四半期)ごとの納税申告書の作成及び提出	<u>企業所得税法及びその实施条例、国家税务总局公告 2011 年第 64 号及び第 76 号</u> 2012 年 1 月 1 日から、納税者は、改正後の月次(四半期)納税申告書を使用する。	月又は四半期の終了の日から 15 日以内		☐	☐	☐
2012 年度の年度納税申告書の作成、提出、及び四半期申告額との精算	<u>企業所得税法及びその实施条例</u> 中国国内に設立された企業及び中国に恒久的施設があると認定された外国企業は申告することが要求されている。	2013 年 5 月 31 日		☐	☐	☐
ソフトウェア及び集積回路認定企業が優遇税制の適用を受けるための主管税務機関に対する各種手続	<u>財税[2012]27 号、国家税务总局公告 2012 年第 19 号</u> 一定の要件を満たすソフトウェア及び集積回路企業は、一定の優遇税制を受けることができる。	2013 年 4 月 30 日	チャイナアラート: テクノロジー、メディア & 電気通信業界向け 2012 年第 1 回 (英語での説明)	☐	☐	☐
ハイテク認定企業の主管税務機関に対する必要資料の作成、報告手続	<u>国税函[2009]203 号</u> 年度納税申告書を提出する前に、ハイテク企業は主管税務機関に、ハイテク認定要件を満たすことを示す関連資料を提出しなければならない。	2013 年 5 月 31 日	チャイナアラート 2009 年第 47 回	☐	☐	☐
企業所得税について 15% の優遇税率を受けるための主管税務機関に対する申請書及び関連資料の提出	<u>財税[2011]58 号、財税[2009]69 号、国家税务总局公告 2012 年第 12 号</u> 西部地域にある一定の要件を満たす企業は、企業所得税につき、15% の軽減税率を受けることができる。	2013 年 5 月 31 日	チャイナアラート 2012 年第 8 回	☐	☐	☐
ストックオプション制度の導入による費用の損金性の検証	<u>証監公司字[2005]151 号及び国家税务总局公告 2012 年第 18 号</u> 一定の要件を満たすストックオプション費用は、原則として、企業所得税法上、給与として損金算入できる。損金算入金額は、実際の権利行使時における株式の公正価値と権利行使価格の差額に、行使された数量を乗じて算出する。	2012 年 7 月 1 日より施行	チャイナアラート 2012 年第 13 回	☐	☐	☐
政策的移転、移転計画、その他の資料についての税務主管税務機関への提出	<u>国家税务总局公告 2012 年第 40 号</u> 一定の政策的移転から発生した収入及び費用は、移転が完了するまで一時的に課税	2013 年 5 月 31 日		☐	☐	☐

	所得から除外することができ、移転が完了した年度の課税所得に含める。					
企業所得税法上、控除できる費用	<u>国家税務総局公告 2012 年第 15 号</u> 企業所得税の計算上、以下の費用を控除することについて明確化された。財務費用、代理サービスを提供する企業の営業コスト、通信企業の手数料、営業開始前の交際費。	2011 年度以降の企業所得税年度納税申告書について適用		☐	☐	☐
資産損失に関する主管税務機関への申告	<u>国家税務総局公告 2011 年第 25 号</u> - 資産損失の範囲の拡大。 - 資産損失の税務局へによる事前承認規定の廃止。 - 申告を「清單申告」と「専項申告」に分ける。	2013 年 5 月 31 日	チャイナアラート 2011 年第 13 回	☐	☐	☐
関係する原価費用の証憑取得	<u>国家税務総局公告 2011 年第 34 号</u> 企業は、四半期毎の企業所得税申告時には、原価・費用を証拠未入手でも暫定的に控除できるが、年度納税申告時に関係する有効な原価・費用の証憑票を提出しなければならない。	2013 年 5 月 31 日	中国税務簡報 2011 年第 6 回 (英語での説明)	☐	☐	☐
技術移転の優遇条件に適合する場合の主管税務機関に対する報告手続	<u>国税函[2009]212 号</u> 企業が、技術移転に関係する企業所得税の優遇措置を受けるためには、年度納税申告書を提出する前に、主管税務機関に関連情報を提出する必要がある。	2013 年 5 月 31 日		☐	☐	☐
ベンチャーキャピタル企業の主管税務機関に対する報告手続	<u>国税発[2009]87 号</u> ベンチャーキャピタル企業は、投資税額控除の優遇措置を受けるために、年度納税申告書を提出する前に、主管税務機関に関連情報を提出する必要がある。	2013 年 5 月 31 日		☐	☐	☐
企業再編に関する特殊税務処理(納税繰延)の条件に適合する場合の主管税務機関に対する届出	<u>財税[2009] 59 号、国家税務総局公告 2010 年第 4 号</u> 関係する条件に適合する株式譲渡、合併、分割等の取引で発生したキャピタルゲインは税務上繰延べが可能。	2013 年 5 月 31 日	チャイナアラート 2009 年第 39 回、2010 年第 12 回	☐	☐	☐

特定の企業（金融、証券、中小企業信用担保保険）の年度納税申告における引当金の控除	<u>財税[2012]5号、財税[2012]11号、財税[2012]23号、財税[2012]25号、財税[2012]45号</u> 特定業界の引当金の控除が明確化された。	2013年5月31日	チャイナアラート: 金融サービス向け2012年第4回 , チャイナアラート: 金融サービス向け第3回 , チャイナアラート: 金融サービス向け2012年第2回 (英語での説明)	☐	☐	☐
広告費及び業務宣伝費の企業所得税損金算入政策	<u>財税[2012]48号</u> 財税[2009]72号における特定業界に係る広告費及び業務宣伝費の損金算入政策について、一定の調整を加えた上で継続された。	2013年5月31日	チャイナアラート2012年第14回	☐	☐	☐
推定課税の可能性	<u>国家税務総局公告 2012 年第 27 号</u> 資本投資を専門的に行う企業には、推定課税は適用しない。	2012年1月1日から有効		☐	☐	☐
2012年度の移転価格税制の同時文書及び関連情報の作成及び提出	<u>国税発[2009]2号</u> - 関連者取引年度報告書の9つの別表を、企業所得税年度納税申告書と共に提出。 - 同時文書を税務機関が要求してきた際に提出できるように準備する。	2013年5月31日	チャイナアラート2009年第8回	☐	☐	☐
租税条約における配当金に関する優遇措置を享受するための申請	<u>国 税 発 [2009]124 号、国 税 函 [2009]81 号、国 税 函 [2009]601 号、国家税務総局公告 2012 年第 30 号</u> - 申請者は条約締結相手国の税務上の居住者であること及び配当金の受益者であることの証明が必要。貸付金利息、特許権使用料及びキャピタルゲインに関しても租税条約の優遇措置を享受したい場合には申請が必要。 - 代理人等は受益者でないことを声明することが可能。	配当金送金時に申請	チャイナアラート2012年第15回 , チャイナアラート2009年第25回 , 2009年第86期	☐	☐	☐
その他の税金						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG 中国 発信情報	はい	いいえ	該当なし
増値税パイロットプログラムの適用対象地域における対象業種企業は、新規定により増値税納税申告を行う	<u>財税[2011]110号、財税[2011]111号、財税[2012]71号</u> 上海の増値税パイロットプログラムは、北京等8地域¹に拡大した。	各地域の開始時期に従う	チャイナアラート2012年第16回 , チャイナアラート2012年第17回	☐	☐	☐

¹ 8 地域: 北京市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省（寧波市を含む）、福建省（廈門市を含む）、湖北省、広東省（深圳市を含む）。

新規定に従って、文化事業建設費を納付	<u>財綜[2012]68号</u> 増値税パイロットプログラム適用対象地域にある広告サービス業及び増値税源泉徴収義務者は、増値税課税売上高の3%の文化事業建設費を納付・徴収する。	2012年1月1日より施行		☐	☐	☐
輸出品及びサービスに係る増値税及び消費税の還付手続きの検討	<u>財税[2012]39号、国家税務総局公告2012年第24号</u> 既存の輸出税還付(免税)の方針を明確化、基準化、体系化し、税負担の観点から輸出企業の環境を整備し、手続きを簡素化した。	一部の規定は2011年1月1日から遡及適用し、その他は2012年7月1日より適用	チャイナアラート2012年第19回	☐	☐	☐
輸出税還付のための新手続き	<u>国家外貨管理局公告2012年第1号</u> 2012年8月1日より輸出照合書が廃止され、企業は輸出税還付手続きを行う際に紙ベースの輸出照合書の提出が不要となった。	2012年8月1日より施行		☐	☐	☐
企業再編における間接税の影響の検討	<u>国家税務総局公告2011年第13号、第51号</u> 一定の要件を満たす場合は、商品の譲渡について増値税が課税されず、また、不動産・土地所有権の譲渡についても営業税が課税されない。	増値税の優遇は2011年3月1日より施行、営業税の優遇は2011年10月1日より施行	チャイナアラート2011年第7回	☐	☐	☐
天然資源所有権の譲渡に係る営業税の影響の検討	<u>財税[2012]6号</u> 中国国内における天然資源所有権の譲渡は、営業税対象取引に該当し営業税が課税される。	2012年1月1日より施行	チャイナアラート: エネルギー & 天然資源向け2012年第2回 (英語での説明)	☐	☐	☐
2012年度個人所得税年度納税申告書の提出	<u>国税発[2006]162号</u> 年間の個人所得が12万元以上の個人(中国非居住者を含む)について提出が必要。	2013年3月31日	チャイナアラート2006年第35回	☐	☐	☐
条件に適合する外国籍従業員は社会保険加入に関する処理手続規定に準拠	<u>人力資源・社会保障部令第16号、人社庁発[2011]113号</u> 中国で就業する外国人は、中国の従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、工傷保険、失業保険及び生育保険に加入しなければならない。但し、具体的な実施弁法は未公布。	2011年10月15日から適用	チャイナアラート2011年第33期	☐	☐	☐

その他非税金項目						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG 中国 発信情報	はい	いいえ	該当なし
出資持分による企業再編の検討	<u>商務部令 2012 年第 8 号</u> 外国投資家が持分出資により増資等する場合の規定が明確化された。	2012 年 10 月 22 より施行	チャイナアラート 2012 年第 21 回	☐	☐	☐
年度報告書の作成と提出	<u>中華人民共和国国務院令第 584 号</u> 代表機構（駐在員事務所）は、毎年、登記機関に年度報告書を提出する必要がある。	2013 年 6 月 30 日	チャイナアラート 2010 年第 21 回	☐	☐	☐
駐在員のビザ及び既存の出向契約の確認	<u>中華人民共和国出境入境管理法</u> 中国における外国人就労の規定の統合と管理強化。	2013 年 7 月 1 より施行	チャイナアラート 2012 年第 20 回 (英語での説明)	☐	☐	☐

KPMG 中国の所見

2012 年、中国政府は、従来の規定における不明瞭部分を明確にし、また、詳細な説明をするために、多数の重要な規定を補足的な通達により公布した。企業所得税申告書を作成する企業は、コスト、費用、引当の控除に関する新規定を考慮し、企業所得税における優遇税制が受けられるようにすべきである。

国家税務総局公告[2012]30 号（以下、「30 号公告」）は、租税条約上の優遇措置との関連で、国税函[2009]601 号（以下、「601 号文」）において当初導入した受益者の概念の詳細な説明がされた。30 号公告は、租税条約の優遇措置を受ける手続きを明確にし、地方税務機関の 601 号文の適用における一貫性を向上させるものとなる。受益者を判定する際に、租税条約の優遇措置を受ける申請者の親会社及び兄弟会社の実体性が考慮される可能性があることや、2012 年 6 月 29 日時点で結論の出ていない申請を遡及して適用が可能であるかということに関して、いまだ複雑な部分が残っている。納税者は、解釈や実務的な取り扱いをより理解するために、主管税務機関とコミュニケーションを取るべきである。

また、2012 年 1 月 1 日に上海で開始した増値税パイロットプログラムは、北京市、江蘇省、安徽省、福建省及び広東省に拡大され、2012 年 12 月 1 日には天津、浙江省、湖北省においても開始された。国務院では 2013 年中にさらに対象地域、対象業種を全国的に拡大することも決定した。既に増値税パイロットプログラムの対象業種に含まれている運輸業及び現代サービス業は別として、通信業や建設業が拡大される対象業種に含まれることが予想されるので、納税者は新しい増値税の規定を理解するとともに、増値税改革による影響を検討すべきである。

各界の意見徴収後、商務部は外商投資企業の持分出資に係る規定（以下、「8 号令」）を 9 月に承認し、公布した。8 号令は、企業再編を行うための追加メカニズムや企業再編コストを減少することを目的に適用されたものである。納税者は、持分出資による取引を実施する前に、税務上の取り扱いを深く検討する必要がある。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7511
leonard.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Kevin Lee

Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Jessica Xie

Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

David Chamberlain

Tel. +86 (10) 8508 7056
david.chamberlain@kpmg.com

Tony Feng

Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

Tiansheng Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang

Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Christopher Mak

Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu

Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Michelle Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Ho Yin Leung

Tel. +86 (21) 2212 3358
hoyin.leung@kpmg.com

Henry Ngai

Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Sam Fan

Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Maria Mei

Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Michelle Sun

Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Daniel Hui

Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Alex Lau

Tel. +852 2143 8597
alex.lau@kpmg.com

Benjamin Pong

Tel. +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com

Rebecca Chin

Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Kate Lai

Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com